

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に基づく経過措置について

年度末で期限を迎える経過措置の内容と国の改正内容

1 就労時間の下限の特例

保育必要性の事由に関して、就労時間の下限を各自治体で設定可能とする特例の延長

・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）附則第2条

2 家庭的保育事業の食事提供の特例

自園調理による食事の提供義務を、家庭的保育事業に適用しない特例の延長の終了

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）附則第2条第2項

3 地域型保育事業の連携施設の特例

①地域型保育事業の連携施設について、連携施設の確保が困難であると市町村が認めた場合に確保を不要とする特例の延長
②連携施設の確保推進のため、「保育内容支援」を他の地域型保育事業者と連携が行えることとする規制緩和
※「代替保育」の規制緩和は既に施行済

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条及び附則第3条
・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条及び附則第5条

現在の市の基準

1 特例を適用しない範囲で設定 ※影響なし（改正不要）

・旭川市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年旭川市規則第48号）第1条の3

2 平成31年度の特例延長の際に、延長を終了

・旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）附則第2項
・旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例50号）第42条

3 ①平成31年度の特例延長の際に、延長を終了 ②「代替保育」の規制緩和なし

・旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）第7条
・旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例50号）第42条

こども 育成課の 考え方

検討事項

■特例延長の復活

2 3 ①

特例延長の終了は、本来の基準で支障がないという判断が一度なされたためであり、復活は考えがたい。

■規制緩和の適用

3

・制度趣旨として、認可保育所等との連携が適当という前提がある中の規制緩和
・規制緩和を行わなくても、実際に連携施設が確保できている。
・待機児童ゼロが続いており、新たな地域型保育事業の認可は考えにくい、また、既に閉鎖予定の事業者が複数あることから、継続的に連携を行える施設に限られる。

今回の内閣府令公布に伴う、
条例改正は不要

（参考）地域型保育事業の連携施設の確保について

地域型保育事業者は認可保育所・認定こども園・幼稚園と連携しなければならない。
（連携内容）①保育内容支援 ②代替保育 ③保育の提供が終了した児童の受入